

本事業の対象となる中小企業者等の範囲

○「中小企業者等」の規模（中小企業等経営強化法第2条第2項）

		<ul style="list-style-type: none"> ・会社または個人事業主 ・医業・歯科医業を主たる事業とする法人（医療法人等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人 ・特定非営利活動法人
資本金	右欄の上下どちらかで判断	10億円以下	
従業員数		2,000人以下	2,000人以下

『中小企業者等』に該当する法人形態について

- ① 個人事業主
- ② 会社（会社法上の会社（有限会社を含む。）及び士業法人）
- ③ 企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合（「工業組合」「商業組合」を含む。）、商工組合連合会（「工業組合連合会」「商業組合連合会」を含む。）、商店街振興組合、商店街振興組合連合会
- ④ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合
- ⑤ 一般社団法人
- ⑥ 医業を主たる事業とする法人
- ⑦ 歯科医業を主たる事業とする法人
- ⑧ 社会福祉法人
- ⑨ 特定非営利活動法人

※ ①、②、⑥～⑨については、資本金額 10 億円以下又は常時使用する従業員数が 2000 人以下である必要があります。④、⑤については、構成員の一定割合が中小企業であることが必要です。

※ ①個人事業主の場合は開業届が提出されていること、法人（②～⑨）の場合は法人設立登記がされていることが必要です。